

国鉄改革完遂！  
当たり前の労働運動  
を前進させよう！

J R 東海労に  
結集しよう！

J R  
東海労

静岡

J R 東海労働組合静岡地方本部  
静岡市葵区黒金町 68  
NTT 054-284-3608  
FAX 054-283-6365  
発行責任者 山本繁明  
2016年1月29日 No. 6

# 掲示物不当撤去行政訴訟 不当判決を弾劾する！！

1月28日、静岡地方裁判所は「会社の信用を傷つけるものとはいえないが、職場規律を乱す要因になるため、労組法7条3号にいう支配介入には当たらず、不当労働行為には当たらない」と結論づけ、会社の主張を認め地労委の救済命令を取り消す判決を言い渡しました。本件掲示物は60歳以降の雇用に関わるものであり、私たちの正当な組合活動と憲法28条（団結権）を根本から否定した不当判決は、断じて許せません。本部と地本は、直ちに報告集会を開催し弁護士との打ち合わせを踏まえ、闘いを継続していくことを全体で確認しました。



労働者の権利を否定する世の中であるから

こそ労働組合の真価が問われる！！

東海労は闘います！！